

令和6年度高知県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県臨床調査個人票等電子化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 県は、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第15条第1項第1号に規定する難病指定医及び同項第2号に規定する協力難病指定医（以下「難病指定医等」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第1項に規定する指定医（以下「小児慢性特定疾病指定医」という。）が勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づく許可を受けた病院及び診療所並びに同法第8条の規定に基づく届出をした診療所（以下「医療機関」という。）における臨床調査個人票及び医療意見書のオンライン登録の推進を図るため、臨床調査個人票及び医療意見書のオンライン登録に係る環境整備に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 平成10年4月9日健医発第635号厚生省保健医療局長通知「難病特別対策推進事業について」の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」に基づき行う難病指定医等が勤務する医療機関が行う臨床調査個人票電子化等推進事業
- (2) 平成29年5月30日健発0530第12号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病対策等総合支援事業の実施について」の別紙「小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱」に基づき行う医療意見書のオンライン登録に向けた小児慢性特定疾病指定医が勤務する医療機関が行うシステム環境整備事業

(補助率及び補助対象経費)

第4条 補助金の補助額は、次に掲げる方法により算出された額とする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1の第1欄に定める基準額と同表の第2欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額に別表第1の第3欄に掲げる補助率を乗じた額を補助額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした

ものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 次に掲げるいずれかに該当するときは、あらかじめ別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするとき。
 - イ 補助対象経費の増額又は20パーセントを超える減額を行うとき。
 - ウ 第2条に規定する要件に係る事項について変更があったとき。
 - エ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金及び補助事業に係る証拠書類等の管理については、補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を作成するとともに、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (7) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (9) 県税の滞納がないこと。

(実績報告)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日(前条第1号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、前項の補助事業等実績報告書を作成し、関係書類を添付して、知

事に提出しなければならない。ただし、これにより難い事情が存する場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、第7条第8号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第7条第8号ただし書の規定により交付申請した場合は、第2項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第4号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は知事の指示に従わなかったとき。
- (4) 別表第2に掲げるいずれかに該当したとき。

(補助金の返還)

第10条 知事は、前条の規定に基づき、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号から第6号まで及び第8号、第8条第4項、第9条、第10条並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 医療機関当たり10万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病指定医等が勤務する医療機関が行う臨床調査個人票電子化等推進に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費及び負担金 ・ 医療意見書のオンライン登録に向けた小児慢性特定疾病指定医が勤務する医療機関が行うシステム環境整備に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費及び負担金 	2分の1

別表第2（第6条、第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。